

三次市地域公共交通会議事務局規程（案）

（趣旨）

第1条 この規程は，三次市地域公共交通会議設置要綱（平成20年9月12日告示117号）第14条の規定に基づき，三次市地域公共交通会議（以下「交通会議」という。）の事務局に関し，必要な事項を定めるものとする。

（所掌事務）

第2条 事務局は，次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 交通会議の会議に関すること。
- (2) 交通会議の資料作成に関すること。
- (3) 交通会議の庶務に関すること。
- (4) 前各号に掲げるもののほか，交通会議の運営に関し必要な事項

（職員等）

第3条 事務局に事務局長その他必要な職員を置く。

2 事務局長は，三次市自治振興課長をもって充てる。

3 事務局員は，三次市の職員をもって充てる。

（先決事項）

第4条 事務局長は，次に掲げる事項を専決することができる。ただし，異例又は重要と認められる事項については，この限りでない。

- (1) 事務局の運営に関すること。
- (2) 物品の購入その他交通会議運営に必要な契約の締結に関すること。
- (3) 物品及び現金の出納に関すること。
- (4) 前各号に掲げるもののほか，軽易な事項に関すること。

（文書の取扱い）

第5条 事務局における文書の収受，配布，処理編集，保存その他文書に関し必要な事項は，三次市公用文に関する規程（平成16年三次市訓令第8号）及び三次市文書取扱規程（平成19年三次市訓令第2号）の例による。

（公印の取扱い）

第6条 交通会議の公印の種類は会長印とし，公印の名称，形状，書体，寸法，用途，個数及び管理者は，別表のとおりとする。

2 交通会議の公印の保管，取扱い等については，三次市公印規則（平成19年規則第7号）の例による。

（委任）

第7条 この規程に定めるもののほか必要な事項は，会長が別に定める。

附 則

1 この規程は，平成21年3月 日から施行する。

別表（第6条関係）

名称	形状	書体	寸法 (ミリメートル)	用途	個数	管理者
三次市地域公共交通会議会長の印	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content; margin: 0 auto;"> 三次市地域 公共交通会 議会長之印 </div>	てん書	22 × 22	会長名をもって発する文書	1	事務局長